

大口町内企業再投資促進審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）第9条第2項の規定に基づき、大口町内企業再投資促進審査会（以下「審査会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会の組織は、別表のとおりとする。

(委員長)

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は委員長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会は、過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めたときは、審査会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、まちづくり部企業支援課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成24年8月31日 大口町訓令第13号）

この訓令は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日 大口町訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日 大口町訓令第10号）

この訓令は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町訓令第11号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町訓令第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	職 名
委員長	副町長
副委員長	まちづくり部長
委 員	総務部長
〃	地域協働部長
〃	健康福祉部長
〃	建設部長
〃	生涯教育部長
〃	税務課長
〃	政策推進課長
〃	建設課長
〃	大口町商工会が推薦した者